

丸亀市桜谷聖苑環境保全委員会会議次第

日時 令和4年2月14日 14時
場所 桜谷聖苑 会議室

1. あいさつ

2. 会長及び副会長選出

3. 報告事項

① 排ガス等の測定結果について

② 利用状況及び施設整備について

③ 霊柩車・移送車について

④ 残骨灰について

4. その他

令和4年2月14日現在

桜谷聖苑環境保全委員

任期：令和5年11月30日まで

	役職名	氏名	備考
1	地元代表	山地 道弘	打越地区住民代表
2	地元代表	横山 融	赤坂地区住民代表
3	地元代表	岩崎 富夫	赤坂地区住民代表
4	地元代表	安川 俊夫	打越池水利組合代表
5	議会議員	廣田 勝也	学識経験者
6	議会議員	香川 勝	学識経験者

① 排ガス等の測定結果について

1. 業務内容

- (1) 業務名 桜谷聖苑 環境分析業務委託
- (2) 履行期間 令和3年4月27日から令和4年3月31日
- (3) 実施場所名 桜谷聖苑（丸亀市綾歌町岡田上686番地2）
- (4) 業務内容 桜谷聖苑の火葬炉（2炉）の排ガス及び悪臭の分析及び検体の採取

2. 測定分析項目と検査方法及び採取日

(1) 排ガス

排ガスの採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法を下表に示す。
また、分析検体数は各地点につき1検体である。

表-1 排ガスの採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法

採取地点	採取日	項目	検査方法
火葬炉3系統 (6号炉)	令和3年6月26日	ばいじん	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
		硫黄酸化物	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
		窒素酸化物	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
火葬炉4系統 (7号炉)	令和3年11月5日	ばいじん	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
		硫黄酸化物	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
		窒素酸化物	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法

(2) 悪臭

悪臭の採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法を下表に示す。
また、分析検体数は各地点につき1検体である。

表-2 悪臭の採取地点及び採取日、測定分析項目と検査方法

採取地点	採取日	項目	検査方法
火葬炉3系統 (6号炉)	令和3年6月26日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、	特定悪臭物質の測定方法 環境庁告示第9号 (昭和47年5月30日)
		硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン	
		アセトアルデヒド、スレン、プロピオン酸、	
		ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	
火葬炉4系統 (7号炉)	令和3年11月5日	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、	特定悪臭物質の測定方法 環境庁告示第9号 (昭和47年5月30日)
		硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン	
		アセトアルデヒド、スレン、プロピオン酸、	
		ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	

3. 測定結果

(1) 排ガス

各採取地点の測定結果を下表に示す。詳細記録については添付資料の各濃度計量証明書に示す。今回の測定両炉ともに基準値を下回っていた。

表-3 排ガス測定結果

測定項目	採取地点		桜谷聖苑 火葬炉 排ガスの自主規制値
	火葬炉 3系 6号炉	火葬炉 4系 7号炉	
採取日	令和3年6月26日	令和3年11月5日	
ばいじんの量 (g/Nm ³)	0.015	0.026	0.03 以下
硫黄酸化物濃度 (ppm)	1	3	30 以下
窒素酸化物 (ppm)	33	19	100 以下

(2) 悪臭

各採取地点の測定結果を下表に示す。詳細記録については添付資料の各濃度計量証明書に示す。今回の測定両炉ともに基準値を下回っていた。

表-4 悪臭測定結果

測定項目 (被検成分)	採取地点		定量下限値	桜谷聖苑 火葬炉悪臭物質 の自主規制値 (ppm)
	火葬炉 3系 6号炉	火葬炉 4系 7号炉		
採取日	令和3年6月26日	令和3年11月5日		
アンモニア	0.7	0.1	0.1	1 以下
メチルメルカプタン	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002	0.002 以下
硫化水素	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001	0.02 以下
硫化メチル	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001	0.01 以下
二硫化メチル	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001	0.009 以下
トリメチルアミン	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.001	0.005 以下
アセトアルデヒド	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.005	0.05 以下
スチレン	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.01	0.4 以下
プロピオン酸	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.002	0.03 以下
ノルマル酪酸	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002	0.001 以下
ノルマル吉草酸	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002	0.0009 以下
イソ吉草酸	定量下限値未滿	定量下限値未滿	0.0002	0.001 以下

排ガス・悪臭測定結果

測定項目	定量 下限値	規制 基準値	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度			
			H30.6.24	H30.11.25	R1.6.7	R1.11.8	R2.6.9	R2.11.4	R3.6.26	R3.11.5		
			1系統 1号炉	2系統 3号炉	3系統 6号炉	4系統 7号炉	1系統 2号炉	2系統 4号炉	3系統 6号炉	4系統 7号炉		
排ガス 濃度	ばいじんの量(g/m ³)	0.001	0.03	0.023	0.025	0.023	0.009	0.008	0.019	0.015	0.026	
	硫黄酸化物濃度(ppm)	1	30	3	5	1	2	2	4	1	3	
	窒素酸化物濃度ppm)	5	100	35	35	18	37	24	27	33	19	
悪臭物質 濃度	アンモニア(ppm)	0.1	1	0.8	0.9	0.9	0.4	0.6	0.5	0.7	0.1	
	メチルメカピタン(ppm)	0.0002	0.002	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	硫化水素(ppm)	0.001	0.02	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	硫化メチル(ppm)	0.001	0.01	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	二硫化メチル(ppm)	0.001	0.009	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	トリメチルアミン(ppm)	0.001	0.005	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	アセトアルデヒド(ppm)	0.005	0.05	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	スチレン(ppm)	0.01	0.4	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	プロピオン酸(ppm)	0.002	0.03	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	ノルマル酪酸(ppm)	0.0002	0.001	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	ノルマル吉草酸(ppm)	0.0002	0.0009	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿
	イソ吉草酸(ppm)	0.0002	0.001	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿	定量下限値 未滿

丸亀市長 様



濃 度 計 量 証 明 書

計量証明事業登録番号 広島県 第K-9号

発行No Dh-210111

測定場所	桜谷聖苑	施設名	3系 6号炉
測定年月日	令和3年6月26日	天候(当日/前日)	曇り / 晴れ

計 量 結 果 表

計量項目	単位	計量の結果	定量下限値	規制基準値	計量の方法
ばいじん量	g/m ³	0.015	0.001	-	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
*補正ばいじん量	g/m ³	0.015	-	(0.03)	
硫黄酸化物濃度	ppm	1	1	-	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
*補正硫黄酸化物濃度	ppm	2	-	(30)	
*硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.010	-	4.2	
窒素酸化物濃度	ppm	33	5	-	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
*補正窒素酸化物濃度	ppm	33	-	(100)	
塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	-
*補正塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	
*乾き排ガス流量	m ³ /h	10800	-	-	JIS Z 8808

*印の計量項目は、計量法107条の計量証明対象外です。
体積の単位[m³]は、標準状態[0℃(273.15K), 101.32kPa]を表しています。

上記の通り、測定の結果を証明します。

令和3年7月9日

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 エヌエーサポート

TEL(082) 272-9000 [代表]

環境計量士	酒井 剛
試料採取者	吉本 和也

※()内の数値は、測定施設の計画目標値

丸亀市長 様



濃 度 計 量 証 明 書

計量証明事業登録番号 広島県 第K-9号

発行№ Dh-210385

測定場所	桜谷聖苑	施設名	4系7号炉
測定年月日	令和3年11月5日	天候(当日/前日)	晴れ / 晴れ時々曇り

計 量 結 果 表

計量項目	単位	計量の結果	定量下限値	規制基準値	計量の方法
ばいじん量	g/m ³	0.026	0.001	-	JIS Z 8808 1型円形ろ紙法
*補正ばいじん量	g/m ³	0.026	-	(0.03)	
硫黄酸化物濃度	ppm	3	1	-	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
*補正硫黄酸化物濃度	ppm	3	-	(30)	
*硫黄酸化物排出量	m ³ /h	0.029	-	4.0	
窒素酸化物濃度	ppm	19	5	-	JIS K 0104 イオンクロマトグラフ法
*補正窒素酸化物濃度	ppm	19	-	(100)	
塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	-
*補正塩化水素量	mg/m ³	-	-	-	
*乾き排ガス流量	m ³ /h	9910	-	-	JIS Z 8808

*印の計量項目は、計量法107条の計量証明対象外です。
体積の単位[m³]は、標準状態[0℃(273.15K),101.32kPa]を表しています。

上記の通り、測定の結果を証明します。

令和3年11月22日

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号

株式会社 エネエーサポート

TEL(082) 272-9000 【代表】

環境計量士	酒井 剛
試料採取者	吉本 和也

※()内の数値は、測定施設の計画目標値



濃度計量証明書

発行No.DA- 210038

計量証明事業登録番号 第K-9号

環境計量士 西 敏広



丸亀市長 様

測定場所	桜谷聖苑 火葬炉 3系6号炉			
測定年月日	令和3年6月26日	試料採取者	吉本 和也	
天候(当日/前日)	晴/晴	測定方法	環境庁告示第9号(昭和47年5月30日)	
測定項目 (被検成分)	被検成分の大気中の濃度 (ppm)	定量下限値 (ppm)	被検成分の気体排出口 における流量 (m ³ /h)	被検成分の気体排出口 における規制基準 (m ³ /h)
アンモニア	0.7 (1.0)	0.1	-	-
メチルメルカプタン	定量下限値未満 (0.002)	0.0002	-	-
硫化水素	定量下限値未満 (0.02)	0.001	-	-
硫化メチル	定量下限値未満 (0.01)	0.001	-	-
二硫化メチル	定量下限値未満 (0.009)	0.001	-	-
トリメチルアミン	定量下限値未満 (0.005)	0.001	-	-
アセトアルデヒド	定量下限値未満 (0.05)	0.005	-	-
プロピオンアルデヒド	-	0.005	-	-
ノルマルブチルアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソブチルアルデヒド	-	0.002	-	-
ノルマルバレールアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソバレールアルデヒド	-	0.0003	-	-
イソブタノール	-	0.09	-	-
酢酸エチル	-	0.3	-	-
メチルイソブチルケトン	-	0.1	-	-
トルエン	-	1	-	-
スチレン	定量下限値未満 (0.4)	0.01	-	-
キシレン	-	0.1	-	-
プロピオン酸	定量下限値未満 (0.03)	0.002	-	-
ノルマル酪酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-
ノルマル吉草酸	定量下限値未満 (0.0009)	0.0002	-	-
イソ吉草酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-

令和3年7月14日

上記の通り、測定の結果を御報告致します。

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13-16

株式会社エヌ・エーサポート

TEL (082) 272-9000 [代表]

※()内の数値は施設の計画目標値です。



濃度計量証明書

発行No.DA-200151

計量証明事業登録番号 第K-9号

環境計量士 西 敏広



丸亀市長 様

測定場所	桜谷聖苑 火葬炉 4系7号炉			
測定年月日	令和3年11月5日	試料採取者	吉本 和也	
天候(当日/前日)	晴/晴時々曇り	測定方法	環境庁告示第9号(昭和47年5月30日)	
測定項目 (被検成分)	被検成分の大気中の濃度 (ppm)	定量下限値 (ppm)	被検成分の気体排出口 における流量 (m ³ /h)	被検成分の気体排出口 における規制基準 (m ³ /h)
アンモニア	0.1 (1.0)	0.1	-	-
メチルメルカプタン	定量下限値未満 (0.002)	0.0002	-	-
硫化水素	定量下限値未満 (0.02)	0.001	-	-
硫化メチル	定量下限値未満 (0.01)	0.001	-	-
二硫化メチル	定量下限値未満 (0.009)	0.001	-	-
トリメチルアミン	定量下限値未満 (0.005)	0.001	-	-
アセトアルデヒド	定量下限値未満 (0.05)	0.005	-	-
プロピオンアルデヒド	-	0.005	-	-
ノルマルブチルアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソブチルアルデヒド	-	0.002	-	-
ノルマルバレールアルデヒド	-	0.0009	-	-
イソバレールアルデヒド	-	0.0003	-	-
イソブタノール	-	0.09	-	-
酢酸エチル	-	0.3	-	-
メチルイソブチルケトン	-	0.1	-	-
トルエン	-	1	-	-
スチレン	定量下限値未満 (0.4)	0.01	-	-
キシレン	-	0.1	-	-
プロピオン酸	定量下限値未満 (0.03)	0.002	-	-
ノルマル酪酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-
ノルマル吉草酸	定量下限値未満 (0.0009)	0.0002	-	-
イソ吉草酸	定量下限値未満 (0.001)	0.0002	-	-

令和3年11月26日

上記の通り、測定の結果を御報告致します。

〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13-16

株式会社エヌ・イ・サポート

TEL (082) 272-9000 [代表]

※()内の数値は施設の計画目標値です。

② 施設整備及び利用状況について

施設利用状況

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年12月末 現在
火葬 件数	旧丸亀	940	920	892	892	691
	綾歌	157	176	155	150	133
	飯山	195	186	167	173	129
	計	1,292	1,282	1,214	1,215	953
霊柩輸 送件数	旧丸亀	261	273	237	270	197
	綾歌	81	64	54	62	54
	飯山	39	33	35	33	23
	計	381	370	326	365	274
移送件数		10	10	9	10	6
待合 個室	洋室	94	77	62	51	53
	和室	44	28	37	12	23
	計	138	105	99	63	76
葬祭 具貸付 件数	旧丸亀	6	9	1	8	6
	綾歌	5	7	0	0	0
	飯山	0	2	0	1	0
	計	11	18	1	9	6

累計稼働状況表

(対象期間：開苑日～令和3年12月31日)

令和3年12月31日現在

出棺時刻	炉番号							合計	割合
	1	2	3	4	5	6	7		
9:00	74	61	77	74	53	48	65	452	1.80%
10:00	154	185	186	221	214	142	179	1,281	5.09%
11:00	610	554	647	615	764	643	542	4,375	17.39%
12:00	746	866	870	735	874	925	969	5,985	23.79%
13:00	1103	893	818	1030	770	938	1207	6,759	26.87%
14:00	734	822	773	735	726	719	589	5,098	20.26%
15:00	185	220	228	173	157	112	134	1,209	4.81%
合計	3,606	3,601	3,599	3,583	3,558	3,527	3,685	25,159	
割合	14.33%	14.31%	14.31%	14.24%	14.14%	14.02%	14.65%		

③ 霊柩車・移送車について

車種	車両番号	初年度登録日	経過年数
霊柩車	香川 88 あ 2239	H11. 3. 16	22 年
移送車	香川 800 あ 2258	H5. 4. 15	28 年

移送車としても使用できる色の霊柩車の導入を検討

④ 残骨灰について

①残骨灰がある程度たまったら、高丸墓地・十三塚墓地の慰霊塔に運搬



慰霊塔が一杯になるまで慰霊塔の地下で保管

(1か所につき約7～8年で一杯になる)



一杯になった残骨灰を業者に委託してまとめて処理する

分別処理後の廃棄物は最終埋葬地の寺院にて供養

②残骨灰を処理業者指定の袋に入れて桜谷聖苑倉庫内に保管



年3回処理業者が回収に来るため、そのまま業者に預けて処理してもらう

分別処理後の廃棄物は最終埋葬地の寺院にて供養